

令和7年度 第1回米子市社会福祉審議会

日 時 令和7年7月30日（水）

18：45～20：30

場 所 米子市本庁舎4階402会議室

○大谷課長補佐 それでは、お時間のほうがちょっと少し早いですけれども、皆様おそろいいただきましたので、ただいまから令和7年度第1回米子市社会福祉審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。私は福祉政策課の大谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。では、ここからはちょっと座ってさせていただきます。

会に先立ちまして、福祉保健部長の塚田よりご挨拶申し上げます。

○塚田部長 失礼します。皆さん、こんにちは。米子市福祉保健部長の塚田でございます。

本日はお忙しい中、また暑い中、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。皆様には日頃から本市の福祉行政にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。また、本年度、このたびの改選に当たりましては、引き続きお世話になる方も含めまして、委員の皆様にご就任をいただきまして、ありがとうございました。

本日は、まず、令和3年に策定をいたしました本市の成年後見制度利用支援計画についてでございます。こちらは5年の計画期間の本年が最終年でございます。計画の中では、この審議会におきまして取組状況等の評価、検討を行うこととしておりますので、6年度の進捗状況について報告をさせていただきたいと思っております。

また、次に、平成27年の2月に策定いたしましたところでございますけれども、米子市の新型インフルエンザ等対策行動計画についてでございます。こちらは昨年度、国及び県の行動計画が改定をされたことに伴いまして見直しを行うものでございます。次期計画の骨子案についてご説明をいたしたいと思っておりますので、委員の皆様には忌憚のないご意見をお聞かせいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。失礼いたします。

○大谷課長補佐 ありがとうございます。

委員の皆様には、令和7年6月1日付で新たに審議会委員を委嘱させていただいております。委員就任につきまして、ご快諾いただきまして、誠にありがとうございます。失礼ではございますが、時間の関係もございますので、委嘱状の交付は割愛させていただき、

お手元への配付で代えさせていただきますことをご了承お願いいたします。改めて、2年間よろしくお願いいたします。

また、金田委員、藤瀬委員、景山委員は、このたび新たに審議会委員に委嘱をさせていただきました。藤瀬委員は本日ご都合によりご欠席です。

新任の委員の皆様もおられますので、各委員皆様よりそれぞれ一言ずつご挨拶をいただけたらと思います。

そうしますと、齊木委員から反時計回りでお願いいたします。

○齊木委員 こんにちは、齊木です。ここに元ということで、短大をここ一、二年ほど前にちょっと退職いたしまして、今このように会に出させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○徳岡委員 よろしくお願ひします。社会福祉法人みその児童福祉会で米子の支部長をしております徳岡といいます。社会的養護の子どもたちを中心とした施設、保育所等で、米子市内等で展開をしております。どうぞよろしくお願い致します。

○廣江委員 こうほうえんの廣江でございます。引き続きということですが、よろしくお願いいたします。

○尾崎委員 鳥取大学医学部の尾崎と申します。よろしくお願い致します。

○竹田委員 鳥取大学の竹田といいます。えしこにの職員の皆さんには本当にいつも助けていただいていて、ありがとうございます。よろしくお願い致します。

○金田委員 同じく鳥取大学の保健学科のほうで教員をしております金田と申します。このたび初めて就任いたしました。主に保健師教育を担当しておりますので、健康対策課の皆様には学生実習等で日頃より大変お世話になっております。よろしくお願い致します。

○景山委員 失礼いたします。この6月1日から米子市社会福祉協議会で事務局長をしております景山でございます。委員の皆様方には米子市在職中にいろいろとお世話になって、お願いした側でございまして、席を並べることに大変緊張し、とてもちっちゃくなっております。すみません。今後ともよろしくお願い致します。

○大谷課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、当審議会を担当しております福祉政策課職員もご挨拶のほうをさせていただきます。

まず、進行させていただいてます私ですけれども、4月1日から福祉政策課にやってきました。それまでは収納推進課というところにいたんですけれども、福祉の関係です

と、随分昔に福祉課でケースワーカーを3年ほどやっております、その後、子どもの関係を7年ほどさせていただいております。福祉に帰ってくると、常に大きくいろいろ物事が動いております、また一から勉強させていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○赤江係長 事務担当をしております赤江と申します。引き続きよろしくお願い致します。

○野口主任 福祉政策課で成年後見制度の担当をしております野口と申します。よろしくお願い致します。

○松原課長補佐 福祉政策課の中にあります総合相談支援センターえしこにてセンター長をしております松原と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○渡部課長 失礼します。福祉政策課長の渡部でございます。課長になりまして2年目になりました。皆様、どうぞよろしくお願い致します。

○大谷課長補佐 それでは、続きまして、本日の会議の成立でございますが、本日の出席委員は7名でございます。小西委員、藤瀬委員、水田委員にはご欠席のご連絡をいただいております。米子市社会福祉審議会条例第5条第3項の規定により、10名の委員の皆様のうち、半数以上のご出席をいただきましたので、本日の会議は成立したことをご報告いたします。

続きまして、議事に入ります。

次第の3、会長及び副会長の選任です。

米子市社会福祉審議会条例第5条第1項では会長が議長となると定められておりますが、このたび新たに委員を委嘱させていただいていることから、現時点では会長が決まっておりますので、ここまでは事務局のほうで進行させていただきます。

米子市社会福祉審議会条例第4条第1項の規定により、当審議会には、委員の互選により、会長、副会長を1名ずつ置くこととなっております。

それでは、立候補いただける方がございましたら挙手をお願いいたします。ございますでしょうか。

それでは、ないようですので、事務局で提案させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、会長には尾崎委員、副会長には竹田委員にお願いしたいと思います、いかがでしょうか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。ご異議ないようですので、会長に尾崎委員、副会長に竹田委員

が決定されました。今期におきまして、よろしくお願いいたします。

それでは、これ以降の議事の進行につきましては尾崎会長にお願いしたいと思いますが、その前に資料の確認をさせていただきます。郵送にて事前に送付いたしました資料で、本日の次第と委員名簿のほかに、議題１の資料として、資料１、令和６年度の米子市成年後見制度利用支援計画の進捗について、資料２、米子市成年後見制度利用支援計画の計画期間延長について、資料３、米子市成年後見制度利用支援計画、別紙１、第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証概要、別紙２、成年後見制度見直しに向けた検討、議題２の資料といたしまして、資料４、米子市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について、資料５、米子市新型インフルエンザ等対策行動計画の構成（骨子案）、資料６、新型インフルエンザ等対策政府行動計画の概要、資料７、米子市新型インフルエンザ等対策行動計画がございますので、お手元にご準備いただきますようお願いいたします。ございますでしょうか。

それでは、尾崎会長、よろしくお願いいたします。

○尾崎会長 それでは、進行したいと思います。

まず、議題に入らせていただく前に、この会議の公開、非公開及び公表についてですが、本会議の内容から、非公開情報に該当するものはないので、会議は公開とさせていただき、議事録を作成し、ホームページで公開させていただくことを承諾いただけますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。それでは、そのようにいたしたいと思います。

では、議題に入りたいと思います。

じゃあ、最初のほうの、米子市成年後見制度利用支援計画について、事務局より説明をお願いいたします。

○野口主任 まず初めに、資料１と資料２と、成年後見制度利用支援計画の進捗についてと計画期間の延長についてと資料を分けておりますが、一度に説明をさせていただきます。

まず、資料１の令和６年度の米子市成年後見制度利用支援計画の進捗について報告をいたします。

本計画は、意思決定に困難のある方が、できる限りご自分自身の意思決定ができるように、成年後見制度の利用支援を含む各種支援の取組や体制整備の在り方を明らかにし、その具体化を目指すものとして、令和３年３月に策定いたしました。

令和６年度の取組について報告いたします。

1、重点的な取組についてです。（１）成年後見制度の一次相談対応についてですが、成年後見制度の中核機関である総合相談支援センターえしこにおいて、成年後見制度に関する相談対応を行いました。件数は表のとおりでして、令和５年度よりも令和６年度、件数が増加しております。

（２）の中核機関による支援体制の構築と市長申立ての実施についてですが、相談対応を行ったケースのうち、実際に成年後見制度の利用や市長申立ての実施の可能性があるケースについてはチーム会議を随時開催し、支援者間での情報共有や支援方針、役割分担等の調整を行いました。成年後見制度の利用が必要と判断したケースについては、可能な限りご本人との面談を実施し、本人の意思を確認した上で市長申立てを行うように努めました。市長申立ての件数については、昨年度と同じく１３件となっております。

（３）の成年後見制度利用支援事業の実施についてです。生活困窮等の経済的な理由によって成年後見制度の利用に支障が生じることがないように、成年後見制度利用支援事業を実施しまして、市長申立てに係る費用や成年後見人等に支払う報酬の助成を行っております。実績については、表のとおりです。件数が２件増加しておりまして、助成金額も増加しております。

次に、（４）中核機関の周知活動についてです。総合相談支援センターえしこが発行するパンフレットに成年後見制度の相談窓口に関する項目を設けて周知を図っております。また、地域包括支援センター、一般相談支援事業所の職員さんを対象とした研修会の開催であったり、事業者様や家族会様等が実施された研修会への参加を通して、中核機関の周知や成年後見制度の仕組み等の説明を行いました。

（５）の市民後見推進事業の実施についてです。成年被後見人等の方を身近な立場から支援する市民後見人の養成を目的として、市民後見人養成講座を実施いたしました。令和６年度は１６名の方が修了され、基礎知識や後見実務について技能を習得されました。また、成年後見制度への周知や制度への理解促進を目的に、市民後見フォーラムを開催いたしました。

取組内容についての報告は以上です。

次に、資料２の計画期間の延長について報告させていただきます。

本計画は令和７年度までを計画期間として定めております。本年度をもって計画期間を終えるため、次期計画の策定について検討を行った結果、今回の現行計画の計画期間を延長いたしたいと思っております。

その理由については主に2つございます。

1つ目は、国の成年後見制度利用促進基本計画との整合性を図ることです。本市の現行計画は、国が定める計画との整合性を図ることとしております。国の現在、現行計画である第二期成年後見制度利用促進基本計画については、令和4年度から令和8年度までを計画期間と定めており、市の計画との1年間誤差が生じていることから、市の次期計画を国の第三期計画や、次に紹介させていただく制度改正に対応した内容にすることも理由の一つです。ここについては別紙1、厚生労働省が作成された資料の抜粋ですが、こちらもご参照ください。

もう一つの理由といたしましては、現在、法制審議会で成年後見制度の見直しについて検討をされているということがあります。令和6年4月から法制審議会において成年後見制度の見直しについて審議が行われております。現在、見直しについての中間試案についてパブリックコメントが行われております。中間試案については、法定後見の終了や成年後見人等の交代等について、現行制度とは大きく異なる改正案というものも示されておまして、今後、成年後見制度自体に大幅な変更がなされる見通しとなっております。その内容が、先ほど申し上げた国の第三期計画にも反映されることが想定されます。この2つの理由から、成年後見制度利用支援計画の計画期間の延長を検討しております。

次に、延長する期間といたしましては、令和9年12月頃までを予定としております。この理由としては、現在の見通しでいえば、令和9年3月に国の次期計画、第三期計画が策定される予定ですが、その計画内容を踏まえた市の計画とするためには、実際の国計画策定後にアンケート調査であったり、パブリックコメント、また審議会の複数回の開催などの過程を経る必要があるため、この期間までとしております。

国現行計画との関係及び計画期間の延長中の対応についてですが、本市の計画は国の第一期計画中に策定されたものです。しかし、国の現行計画が重視する点も踏まえて運用しております。具体的には、国の現行計画で定めております、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進、尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善、また、司法による権利擁護支援などを身近なものにする仕組みづくり等を基本的な考え方として国が定めていることを受けまして、本市では令和5年度に成年後見人等の受任候補者調整に係るフローチャートを作成し、ご本人の意向を尊重した権利擁護支援策の検討や成年後見制度の利用支援を行うなど、国の動きと調和を図るように対応を行っております。計画期間延長中においても、引き続き、国の示す施策を注視しながら、

必要に応じた支援策を講じていく予定です。

次期計画に向けた国の動向については、そこに記載しておりますとおりで、まだ見込みで未確定なところもありますが、ご参照ください。

事務局からの報告は以上です。

○尾崎会長 ありがとうございました。

資料1と資料2についての説明でしたが、どちらに対してでも結構ですが、委員の皆さんからの意見、質問はありますか。おありの方は挙手をしていただければと思います。

どうぞ。

○景山委員 すみません、成年後見のほうで2点ほど教えていただけたらと思います。

まず、中核機関による支援体制の構築のところなんですけど、チーム会議とはどのような感じのチーム会議なのかなということと、こういったチーム会議でアセスメントをして支援方針決定されたりするという流れだと思うんですけども、大体こうした申請から決定までどのぐらい時間がかかるかなということを教えていただきたいです。

もう1点は、裏の5番の市民後見推進事業の推進で、市民後見人の養成講座、16名が受講されたということですが、後見人さんはニーズに対して足りてるんでしょうか。待機とかそういうことは起こっていないかなというところを教えてください。以上です。

○松原課長補佐 ありがとうございます。

まず、チーム会議とはというご質問ですが、中核機関である総合相談支援センターえしこにが開催の主体となりまして、支援関係機関、例えば地域包括支援センターであったりですとか、一般相談支援事業所、あるいは庁内の関係課等を招集しまして、そこで支援方針であったり役割分担、受任の候補者等を検討する会議でございます。

○野口主任 申請から決定までの期間ということですが、決定までというのは、その実際に後見人さんがつくまでの期間ということでしょうか。そういうことであれば、実際に最初にご相談いただいてから、かなりケース・バイ・ケースになるところはありますが、およそ半年とかがめどになると思ってます。実際、家庭裁判所に申立てを行って決定を仰ぐことになっているので、ご本人さんの判断能力の程度に応じては、そこが長かったり短かったりというところがあります。

○景山委員 期間が長いことで、その間の支援について滞ったりとか困られたりというようなことは、それまでの支援者の方がフォローされてるということですかね。

○野口主任　そうですね、そこまでにやはり関わっておられる支援者さんがいらっしゃると思いますので、そのできる範囲でのその支援を継続していただくような形になっています。

○松原課長補佐　そのチーム会議で話し合いがあったその支援関係機関がそれぞれの役割を果たしながら支援をしていくということになると思います。

それから、最後に、後見人さんが充足しているかということですが、この後見の開始の審判というのが家庭裁判所のほうでなされるわけなんですけども、その後見人が不足しているかどうかということは、こちらのほうでは分かりかねる部分ではあります。ただ、現在の社会情勢、少子高齢化であったりですとか、単身世帯の増加ということを鑑みれば、やはり後見人さんの確保、あるいは育成というのは非常に重要なことであるというふうには考えてはおります。

○景山委員　その育成の目標みたいなのはあるんですか。

○松原課長補佐　結局後見人さんが市のほうで実際何人いらっしゃるかと、そこら辺がちょっと分かりかねる部分がありますので。それが足りてるか足りてないかということはちょっと分かりかねますが、今のところ、審判の申立てをした際になかなかいないとか、そういう声はないです。

○野口主任　補足なんですけれども、実際、例えば米子市で市長申立てを行う際には、申立ての前に受任の候補者の調整をさせていただいております。なので、申立ての時点である程度この方でというところの候補を家庭裁判所さんにも伝えることにしていますので、そういった意味では、受任者を家庭裁判所に申立てしてから家庭裁判所さんのほうで探されるという手間がない部分については期間の短縮にはつながるかと思います。

○景山委員　あらかじめ準備された上で。

○野口主任　そうですね、最終的な決定をされるのは家庭裁判所さんなので、必ずしもその方になると、100%とはお伝えできないんですが、ある程度、ご本人さんのニーズに合わせて候補の方を調整させていただいております。

○景山委員　ありがとうございます。結構です。

○尾崎会長　ほかにありませんでしょうか。

○徳岡委員　すみません、質問させていただいてもいいですか。

○尾崎会長　はい、どうぞ。

○徳岡委員　この後見人制度、私は専門ではないので分からないところなんですけども、利用者さんが決められるんですけども、これは年齢とか、例えばこういう条件をクリアし

ないとというようなものがあるんですか。というのが、私は社会的養護の子どもさんで、高齢とかそういうふうではなくても、本当にいろんなケースを抱えてる中で、見ている子どもさんで自立に向かう中に、親御さんが障害があって、将来にわたってご家族の支援受けられない、ほかに身寄りがないとか、既に精神疾患で、もう退所されたケースですけども、帰る家が全くないというケースもあるんですね。でも、私たちこの後見制度っていうものは入ってなくて、そういう場合、私のイメージというのは高齢者の方のイメージがすごく大きかったんですけど、そこの辺りで申立てをするのに、条件があれば教えていただければ。

○野口主任 基本的に成年後見制度というのは、認知症であったりとか、やはり知的障害、精神障害等の理由で判断能力が十分でない方についての支援の制度となっております。なので、基本的にはその判断能力が、通常よりも低い状態にあるという方が対象になる制度です。例えば、ご質問にあった趣旨に合うか分かりませんが、未成年の方に向けてというのであれば、未成年の後見というのも制度上ございますが、そこはまた別の話になってくるので、難しいところかとは思いますが。基本的には、成年後見制度は認知症のある高齢者の方であったり、知的障害、精神障害等を理由にして、判断能力が十分ではない方というのが利用の対象になるので、利用するためにはという条件として設定されてるのは基本的にはそこかなと思います。あくまで後見人さんがサポートできる範囲というのも法律行為が中心になりますので、そのニーズも踏まえて、その成年後見制度の利用が適しているかどうかということの判断になると思います。

○徳岡委員 対象として考えるケースで、本人さん認知症ということですけど、ちょっと知的なやっぱ障害がある方で、親御さんもその能力がなくてという、そうすると、生活ができるようでも、やっぱ本人さんに判断能力がない若い方もおられたりするんですよ。本当に八方塞がりみたいなケースが例えば出てきたときに、そういうときは、認知症ではないし、高齢で判断能力がないという場合でも、問合せをすることは可能ですかね。

○野口主任 そうですね、そういったときにはご相談をいただければと思います。

○徳岡委員 ありがとうございます。

○尾崎会長 ほかに質問、ご意見ございますでしょうか。

これ相談が多くなって、50から75になったのに、市長申立てが変わらない、その数の差というのは何ですか。成年後見制度に合致しない人がたくさんいる、相談は増えたけど。

○野口主任　そうですね、実際に相談いただく中で、ご事情を伺ったりだとか、チーム会議開催させていただいてお話をさせていただく中で、成年後見制度で支援することが必ずしも本人さんのためにならないケースであったりとか、こういうことを手伝ってほしいというニーズが成年後見制度に合わないケースというのもありまして、相談いただいた件数は確かに令和5年から6年度で25件増加しているんですけども、実際の市長申立てにつながったケースとしては、令和5年度と6年度では変わらなかったというところになってます。

○景山委員　必ずしも市長申立てをとということではない方、あると思いますので。

○野口主任　そうですね、相談いただいた中には、ご親族さんから、申立ての仕方が分からないとか、そういったところのご相談もあるので、利用はしようと思っているけど、親族で手続はされたい。ただ、その詳しいやり方がなかなか分からないというようなご相談もありまして、そういったご相談の場合には市長申立ては行わないんですが、申立ての書類の書き方の支援であったりだとかご相談というところに乗らせてもらっているようなところですよ。

○尾崎会長　ほかに何か質問、ご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○廣江委員　今回見直しがあつて延長するというの、妥当だと思いますので、かなり使い勝手が悪いということで、今回直そうという国の話だと思いますので、それが直ってからまた、大体めどがついたときにちゃんと計画という、いいことだと思いますので。以上です。

○尾崎会長　ありがとうございます。

ここが延長を承認する、そういうことをする会議体ではないですね。

○松原課長補佐　正式には議会にも報告等させていただいて、正式に延長という話にはなりません。

○尾崎会長　じゃあ、ここが決定権があるわけじゃないけど、こういう方向に対して意見があるかどうかということですね。

○松原課長補佐　そうです。

○尾崎会長　ほかに何か質問、ご意見ございますでしょうか。

○齊木委員　すみません。

○尾崎会長　はい、どうぞ。

○齊木委員 今さらながらというか、私、本当に知識がなくって、成年後見人というとはなく財産管理が主なというイメージが最初にぱっと来てしまうんですね。ただ、そうではなくて、その方の生活の支援だとか保護だとかという、福祉関係に対しての手続をしてくださるとかという、後見人制度というのは実はこういう内容がというのが、なかなかパンフレットで周知するっていうのは難しくて。そのパンフレット、実は、見てないので、どういう内容が書かれているのか分からないんですが、やはり本当に困っている人に周知したいとか、どうすれば周知できるんだろうかといったときに、パンフレットも一つだし、そのパンフレットの記載の内容もそうだし、一般的に、後見人制度というものの中身が、きちんと皆さんが知っていて、これだったら利用したいとかっていうことにつながっているのかなって思ったんですね。知識があまりないものですから、そんなふうに思いました。

○松原課長補佐 この制度の知識、啓発というのは非常に重要だと思ってまして、やはり一般の市民からすれば、成年後見制度という文字を見ただけでも何だろうっていう感覚をお持ちになられる方も多いと思いますので。基本的に制度の中身自体は全国どこも同じものなので、例えば国のほうも、手元で申し訳ないですけど、こういった分かりやすく、ルビも振ってあったりだとかというチラシも、パンフレットも作ってますので、そういったものも活用しながら、米子市独自で何かもっと知っていただけるような広報啓発については今後努めていきたいなというふうに思います。

○尾崎会長 すごい聞いただけで分かるようなネーミングがあるといいですけどね。

○松原課長補佐 そうですね。

○尾崎会長 社会福祉審議会の委員で再三、後見人制度の議題出てるのにこういう状態ですから、一般の方はなおさら分からない、単語の語感が難しい感じしますよね。

○松原課長補佐 確かに、おっしゃるとおり。

○尾崎会長 財産だけじゃないかもしれんけど、財産見守り制度とかだと分かると思うんですけど、そうすると、ちょっと意味も狭めちゃうかもしれんけど。

○松原課長補佐 今まではそういう、名前を変更するとか、そういうことは議題に上がってないんですけども。

○齊木委員 それで、さっき言った、生活の保護だとか支援だとかという、支援という言葉 を聞くと、じゃあ、どこまで、その支援という内容ですよ、何かで保護とか支援という言葉 を何か見たような気がするんですけど、その支援と言われたときに、本当に日常生

活の支援というようなイメージが来るんですけど、そうではなくて、例えば何か、どこかの施設に入るとか、そういう福祉関係の手続をしてくださるということなんですよ。だから、本当にその人の日常生活の支援とはまた違うという認識ですよ。

○野口主任 実際に、例えばの話ですが、買物に行ったりだとか、介護のことをされたりとかというわけではなくて、そういう支援が必要な方に対しては、例えばヘルパーさんを契約するだとか、そういった形での支援になるので、あくまでそういう役割ということです。

○齊木委員 じゃあ、そういうヘルパーさんだとか、そういう施設を紹介してくださるか、探してくださるかという。

○野口主任 そうですね、そこは、例えば介護保険の方であればそのままケアマネジャーさんがつかれたりするので、そういった方と連携を取りながらやっていくというようなことで、その成年後見人さんが全て全部賄うというのではなくて、あくまでその本人さんを支援するメンバーの中の1人として、役割として成年後見人さんがあるという感じです。

○廣江委員 法律的な代理人みたいなイメージがすごく強いですね。本人の財産権だとか生命権という言い方だけど、生命とか財産とか、そういったものをちゃんと本人のために保護をするための法律、立てつけ上の代理人みたいな形ですので、親族になる場合もありますし、親族が全くいない場合、赤の他人さんになる場合もありますし。変なこと言うと、息子さんが本人、お父さんの年金だとかいろんなものを勝手に使うみたいな話があると、それはおかしい話になっちゃいますので、そういったものを保護するという場合もあると思いますので、イメージとしてはそういうイメージですね。

○尾崎会長 ほかに質問とかご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○金田委員 資料2の裏面にある、米子市さんが作成された、この令和5年度に作成された成年後見人等の受任候補者調整に係るフローチャートというのはどういったものか、フローチャートというとはどうしてもイエス・ノーだったりとか、これを使うと、最適な方ということなのか、どなたがこれを活用されて、どのようなフローチャートかを教えていただけると。

○野口主任 実は現物が一応あって、もしよければ回していただいてもいいですか。基本的には、市も相談を受ける中で、どういった流れで本人さんの権利擁護支援であったり、実際の申立てであったりにつなげていくかというところの流れを定めたようなものですね。

○金田委員 何かフローチャートって、A、Bみたいな形で最適なものを選ぶのではなくて、フローなんですね。

○野口主任 そうですね、矢印があるようなものではないんですけど。

○金田委員 分かりました。

○尾崎会長 手順書ですね。

○金田委員 手順書みたいな、この順に応じていくということですね。これが、どなたが活用されても、落ちがなくと言ってはいけないですけども、同じような対応ができるというようなものを作られたということですね。

○竹田委員 これってちなみに、中核連絡先ですかね、えしこにができる前っていうのはどこの課が担当されていらっしゃったんですか。

○塚田部長 長寿社会課ですけども、うえるかむさん（権利擁護ネットワークほうき）に、市町村の支援というようなところを委託をしておりましたので、受任調整会議は権利擁護ネットワークほうきさんのほうで、市町村さんが持ち回りじゃないですけど、やっておりましたですね。

○竹田委員 業務内容的に長寿社会課が中核を担うものなのかなと思うんですが、えしこに移ったのは。

○塚田部長 そういったような仕組みがありませんといいますか、整えて、中核機関をつくらないといけないということになりましたので、今は福祉政策課のほうでそれを担っておりまして、そこの一部といいますか、権利擁護ネットワークほうきさんにも委託してお世話になってるという感じです。長寿社会課と障がい者支援課とか、それぞれ担当が分かれてたんですけども。

○尾崎会長 ほかに何かありますでしょうか。

はい、どうぞ。

○徳岡委員 1つお聞きしてもいいですか。すみません、資料1の（3）の成年後見制度利用支援事業実施の報酬のところなんですけども、市長申立てに係る費用やその報酬と書いてあるんですけども、これは後見、申立てをした人というか、本人さんが報酬として払うということですか。その、払えない場合に助成とか、どういうふうな、分かりますか。

○野口主任 報酬の助成については、多くは第三者の方が後見人等に就かれた場合なんですけども、1年に1回、事務の報告、こういった事務をされたか、報告をされるんですけども、その際に要はその1年分の事務に対する報酬を請求することができるようになってまして、

それは基本的にはご本人の財産からお支払いすることになっているんですが、そのご本人さんの財産状況的にそこからは報酬、家庭裁判所が決定する額をお支払いができないというような方に対して、うちのほうでも基準はある程度定めてはいるんですが、その基準に合致すれば、報酬、要は後見人さんに対する本人さんが払うべき報酬額の助成を行うということになってます。

○松原課長補佐 例えば、その対象者というのが生活保護の受給者の方であったりですか、あんまりないんですけれども、中国残留邦人の方でそういったいろんなその支援を受けていらっしゃる方などが対象になってます。だから、米子市の場合はほとんど生活保護の世帯の方が、こういった報酬が支払えない方が市のほうで助成をしているという格好でございます。

○徳岡委員 例えばその相談件数がうんと増えたというか、相談件数、その後見人制度を使う人がうんと増えたという場合でもその、助成計画というのは前もって予算立てとかいうのではなくて、必要に応じて出していかれるという。

○塚田部長 ある程度見込んで予算化はしますけれども、市町村によっては実はここがすごく増えているところもありまして。

○松原課長補佐 やはり自治体の予算は見込んで立てますので、仮にそれがオーバーとなれば、もちろん補正ということになると思います。

○徳岡委員 ありがとうございます。

○尾崎会長 令和6年度は新規は2人だけでも、今までにその助成を決めた人がたまっていくから、額は増えていくわけですね。

○塚田部長 そうです。

○尾崎会長 (1)の成年後見制度に対する相談というのは、そうやって相談した人の数なのか、えしこにに違う困り事で相談に来たけど、それって成年後見人のことだよねってということでそういう相談に1人って入れたのも入ってるのか、どっちなんですか。

○野口主任 そうですね、どちらも合算になってます。実際、途中で成年後見制度の利用も考えられるんじゃないかというところで途中からお話に入らせていただくこともありまして、その辺りも合算しての件数というか、延べというか、実際にその件数ベースというか、件数イコール人数みたいな感じで数えていただければと思います。

○尾崎会長 分かりました。

そのほか何かございますでしょうか。1年、計画年次を延長することについては特に反

対の意見はなかったもので、この会としてもそれでよかろうということだと思いますが、全体に対して、そのほかご意見、ご質問ございますでしょうか。

そうしましたら、今日いろいろいただいた意見を踏まえて、特に市民に対する何か分かりやすい情報伝達みたいなことも含めて、ぜひそういったことを踏まえて今後進めていただけたらと思います。

そうしましたら、2つ目の議題に入らせていただきます。

2つ目は、米子市新型インフルエンザ等対策行動計画の骨子案について説明をお願いいたします。

○林係長 失礼します。健康対策課で保健師をしております林といいます。よろしくお願いいたします。

そうしましたら、米子市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についてご説明いたします。

まず、資料の4をご覧ください。本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条において、鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、米子市行動計画を策定するよう定められております。本市では、2015年2月に現行の計画を策定しまして、市の区域における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や、市として実施すべき具体的対策を定めました。

今般、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえまして、新型コロナへの対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえまして、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できるよう、市行動計画を改定いたします。

また、対象とする疾患につきましても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等だけではなく、その他の幅広い呼吸器感染症も念頭に置くこととした上で、記載を3期、準備期、初動期及び対応期に分けて、特に準備期の取組を充実いたします。

本計画は、昨年7月に改定されました新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び今年1月に改定されました県行動計画と整合性を図るものです。

全国的に市町村行動計画の改定は、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて、2026年7月までに完了させることをめどとしています。本市におきましては、2026年3月、本年度末に計画改定の完了を予定しております。

また、計画改定後も、関係法令の改正や社会情勢の変化に応じて適宜点検、評価の上、

必要な見直しを行います。

続きまして、資料の5をご覧ください。こちらは、市行動計画の構成（骨子案）です。現行の計画では、第3章の各論の部分を達成段階別に記載しておりましたが、改定後は各実施項目ごとに準備期、初動期、対応期の発生段階に分けて記載いたします。計画の構成につきましては、政府行動計画と県行動計画の章立てに沿った構成としております。

次に、資料6をご覧ください。対策の項目ですが、政府行動計画と県行動計画では、資料にあります13項目の内容が盛り込まれております。国が示しております市町村行動計画の作成手引によりますと、保健所設置市以外の市町村は、各論13項目のうち、赤枠で示しております7項目を盛り込むこととされております。国が示している作成の手引に基づきまして、本計画では赤枠の7項目を第3章に記載いたします。本日の審議会では、今後の方向性としての章立てを説明させていただきまして、内容及び文面につきましては次回お示しできたらと思います。

それから、資料7に現行計画を参考資料としてお配りしておりますので、またご確認いただけたらと思います。

説明は以上です。

○尾崎会長 ありがとうございます。

今の説明に対して皆様からのご意見、ご質問ございますでしょうか。

これは、実際、その見直しをするのは、何か委員会みたいなものをつくってやることになるんですよね、専門家の人とかに入ってもらって。違うんですか。

○林係長 一応この今回の改定に当たりまして、有識者の意見聴取を行うことが必須とされておりまして、あらかじめこちらのほうで素案を作成した後に、まだお願いはしておりますが、いわゆる有識者の方に見ていただいてご意見いただいた上で内容を上げさせたいと思っております。

○尾崎会長 じゃあ、何か会議体をつくるわけではなくって、案をその各専門家に見てもらって意見をいただくみたいな。

○林係長 こちらで作成したのを見て、ご意見いただくという形です。

○尾崎会長 その改定した行動計画を承認するとか、それ、どこになるんですか、議会ですか。

○林係長 こちらの議会で、あと、その前にパブリックコメントも一応予定をしておりますので、皆様のご意見をいただいて、最終的には議会で報告をします。

○尾崎会長 議会では報告するんですか。

○林係長 そうです。

○尾崎会長 そのプロセスにおいて、この審議会はどういう位置づけになるんですか。意見を一応言えばいいという感じですか。

○林係長 有識者の意見聴取というのが、お願いしようと思っている方、先生がいらっしゃるんですけど、この社会福祉審議会もその有識者の意見聴取の場として説明させていただいております。

○尾崎会長 そういうことだね。じゃあ、もうちょっと案が固まってきたときにもまたこの議題に上がってくるわけですね。

○林係長 はい、文面のほうは、またご意見をいただけたらと思っております。

○尾崎会長 じゃあ、今日の段階では、その大まかな、今説明された方針に対して意見があるかどうかということですね、中身はまだ分からないから。

○渡部課長 素案作成の段階でその専門家なりのご意見を聞きながら素案を作成しまして、最終的に素案、できた素案を最終的にご意見いただくのはここの場ということになるかと思います。それを受けまして、また修正も加えて、最終的にパブリックコメントだったり、議会への報告だったりということで完成という運びになる予定です。

○尾崎会長 来年度いっぱいにつくるということですか。

○渡部課長 今年度です。

○尾崎会長 今年度でいっぱいですか。

実際、コロナの患者診てた人の意見ももらわんといけんわね。

○徳岡委員 私もちっとですけど、実際に施設で子どもを見ながら、例えば職員も休んじゃう、子どもたちは集団で生活、これ、児童にかかわらず、高齢も、いろんな、保育所なんかもそうだったと思うんですけど、本当に職員がいない中で、毎日報告を上げるんですよ、保健師さんのほうに、人数調べてだったりということで、本当にそれに職員が1人、毎日、手を取られるような状況の中で、これを見させていただいて、これはあくまでも米子市さんがどういうふうな行動を取りますという計画であって、その先の、そこでやった側がどういうふうに対応したらどうかというところの計画ではないということ。

○林係長 そうですね、一応この計画の中でも、役割としまして市が行うこと、県が行うことの中で一般市民さんがされること、お願いすること、確認していただくことを簡単には盛り込んでるようにはなりますけども、細かい内容につきましては各事業所さんごとで

判断していただく。

○徳岡委員 初めてのときに、やっぱり各事業所で、ないわけですよね、基準に従いとか、本当に手探り状態で、とにかく保健所に聞く、連絡を入れるという、本当に対応をすごくよくしていただいて、やった記憶があるんですけど、毎日。そこにもし入れてくださるとすると、じゃあ市民はこうこうこうで、だけど、事業所はこうこうこうでとか、例えばそこまで入れ込んでいただけるのであれば、大変なのかもしれないですけど、何か基本のものが分かりやすくあると、より動きができるのかな。一度コロナを経験したので、ある程度のことはもう多分、皆さんいけるとは思うんですけど、それと、情報提供とか資料の中の文章なんですけど、障害の方とか高齢の方というのがあるんですけど、例えば児童というか、高齢の方ばかりじゃなくて、児童の分野もやっぱり大変なことがあるので、全体、個人ではないけど、高齢でも障害でもない、子どもたちの部分とかも踏まえた何か文言を一つ入れていただけるといいかなというふうにちょっと思いました。

○林係長 ありがとうございます。

○徳岡委員 いろんな子たち、例えば32ページの、ごめんなさい、どこだったかな、すみません、私が間違えてるかもしれません。本当に児童とかそういうところを入れていたきたいなというのがちょっとありました。

○金川統括保健師 33ページの下のほうですかね、5の(2)の要援護者に高齢者、障害者等。

○徳岡委員 そうそう、例えばそういう高齢者、障害者等という言葉は多いんですけど、児童というところを入れていただけると、児童というか、子どもという対象をとちょっと思いました。

○林係長 ありがとうございます。

○景山委員 要援護者という言葉のくくりの関係だと思うんですけど、やっぱりその中というよりは、おっしゃるように、保護世帯とか独り親世帯とかという生活者とかを考慮していただくといいんじゃないかなと思うんですけど。

○尾崎会長 コロナのときというのもこれが存在してたわけですよね。

○景山委員 しました。

○尾崎会長 これを読んで対応した人がどれほどいるのか。

○景山委員 やっぱりよりどころ、これしかなかったんで、非常に、今回改正されるこの準備期、初動期、対応期ってすごいすっきりしてると思うんだけど、このごちゃごちゃ

ごちゃごちゃしとるのを見ながら、そこをまた、細かいところを見ながら、どれに当てはめてやるだというような、右往左往しておりました。なので、今回の改定はとてもすっきりしていると思うけど、初動期って、ここでいうとどこが初動期になるかなと、何をもって初動期かな、海外発生、県内発生。

○林係長　そうですね、国、県の行動計画によりますと、準備期というのは発生前の段階で、初動期は、この県計画ですけども、県内で発生した場合を含め、国内及び世界で新型コロナウイルス等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階というふうに、特にここからってというような明確な書き方はされていない。

○景山委員　海外でもありますか。県内ぐらいだと思ったけど。

○林係長　そういった事態を感知してから。

○尾崎会長　それこそ、その定義だったら、今回の新型コロナウイルスのときだったら何月何日から何月何日がそれに相当すると言ってくればイメージが湧くかもしれないですね。ただ、分かりやすいのは、もう既に国のものがあって、県のものがあるんだから、それで対応し切れないものを市の中に入れるべきだから、前回のときのパンデミックの反省を生かして、既に現行計画あるんだから、それを見直すんだから、足りなかったところを実際の経験を基に補うということでしょうね。その足りなかったものを、さっきおっしゃったようないろんな市内の対応に苦慮された方々の意見を聞いて、足りなかったものを整理するってことでしょうね。既に県と国のものがあって、それぞれの役割が明記されてるわけですから、市がやらなければならないことというのはおのずと出てくるんじゃないでしょうかね。

○廣江委員　1つだけお願いしたいのは、災害でも感染症でもそうなんですけれど、準備物品ですね、それを、結局、コロナのときもそうなんですけど、物すごい勢いで物がなくなりましたよね。だから、計画というのを、例えばこの計画で見たら、必要物品準備することみたいな単純なものではなくて、人口何万人当たり幾らぐらいとか、もちろんそうすると使用期限があつたりとかいろんなことがあるんで、ゼロ100とか、100%ってなかなか難しいかもしれないんですけど、物品のその具体的な数というか、災害なんかでも水の数なんかもそうだと思うんですけど、そういうものが、そこが多分一番、行動のことも多分大事だと思うんですけど、物が無いとどうにもならないというのはよくある話で、その辺り。その費用対効果というか、物品は駄目になってしまいますんで、その辺りのバランス、あんばいをどんな感じで考えられるのかということも含めての話だと思います。

いますけれど。

○尾崎会長 ほかに何か質問、ご意見ございますでしょうか。

○金田委員 質問というほどではないんですけど。

○尾崎会長 どうぞ。

○金田委員 やはり先ほどのフェーズごとのという話でいくと、恐らくこの項目だけで、発生順ではなくて、先ほどの初動期が、割と国外であっても動かなければならないとなると、何だか国内に入ってきてから対応期のところが物すごく大きいのかなという気はしますが、対応期の段階が割と本当に、コロナみたいに、もうこんな身近に広がるまでの間と、災害でもそうですけど、復興ではないですけど、少し落ち着いた、鎮静した時期と、対応期の中でもすごく実はフェーズが分かれそうな気がしていて。何となく準備期は、先ほどの備品も含めて、もちろん訓練等も含めてですけども、都道府県型の保健所の下の自治体としての米子市なので、鳥取市保健所みたいな中核市でもないですので、そうすると、市の立場でどこまで準備期で準備をしたらかとかというのもある程度、少し整理がされるんだとしたら、何となく対応期にフェーズがいくような気がちょっとしておりますが、これは、でも一本でいかれる、この3つの期でいかれるということですね。

○林係長 そうですね、国とか県の計画のほうを見ますと、対応期の中でも何段階か分かれてはおりまして、その県の主なものに沿って、この市の行動計画も、対応期の中でもさらに分けて記載していくのか、一本にまとめて対応期として記載していくのか、またご意見も参考にさせていただきながら詰めていきたいと思います。ありがとうございます。

○金田委員 ここの7項目も、何かワクチンなんかのこの開発みたいなところまでここに言葉としては入っているけれども、市町村レベルでいくと、もう接種業務だったりというところだったりみたいなところに割と特化したところのものをここに入れ込むというような形ですね。

○尾崎会長 ここは特に米子市役所として何をしたのかっていうことを、その中に、しなくてもいいことをしたことと、すべきだったこと、しなかったことを盛り込んで見直すということだと思うんですね。特に難しいのは、すべきだったけどしなかったことというのがちゃんと把握できるかどうかは大事なところで、結局、日本って結構、こういう大変なことがあるときは、みんなよく頑張ったね、よかったねとなっちゃうんですね、震災のときの支援なんかもそうですけど。だけど、その中にやっぱり不作為というか、やるべきなのにやらなかったことであつたりをちゃんと整理して、やり過ぎたことも反省すべ

きだし。

ほかに何か質問とかご意見とかございますでしょうか。

市役所の業務量としては、一番は、ワクチンを実際打つ体制をつくってやったというあたりが一番でかいんでしょうね。

○渡部課長　そうですね、コロナ禍の時は、やっぱり手探りで、市で集団接種会場設けたりとかということもみんな初めてということでしたので、業務量はかなりだったですし、手探りでしたけども、米子市西部地区の医療関係者、医療従事者の方の協力があって、本当、できたというふうに思っています。

○尾崎会長　だから、やればできるじゃないと思ったけどね。絶対大変な業務っていうのが分かってたら、一時的な人事異動体制でそのための部署をつくって、人を集めたじゃないですか。大変だって分かってたらそれができるのに、そのほかの日常業務だと何で長時間労働が繰り返されて、是正されずにその人が疲弊していくのかというのをいつも産業医として思ってます。やればできることをなぜしないのか、分かってるのに、選挙で忙しいって分かってるのに、そこに人をあてがわないんだなっていつも思います。あのときやれたのにつて。意見書を書くのがむなしいですけど、是正できない。

何か質問とかご意見とかございますでしょうか、そのほか。ぜひ見直しに向けて反映していただきたいことということなんだろうと思います。恐らく国や県がつくったひな形を大きく逸脱はできないでしょうから、その中でということだと思います。まだ具体的なものは見えてきてないので、そのうちこの会でもまた取り上げられると思いますし、本年度中であれば、もう今年中にもう一度この議題が上がってくると思いますので、またその節にはいろんなご意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。そのほうが恐らく意見言いやすいと思いますので、その節はよろしく願いします。でも、今日出た意見とかも踏まえて、ぜひ今後の計画の見直しを進めていただきたいと思います。

今日はこの2つの議題の予定ですけども、そのほか、委員の皆様から何か全体を通して質問とかご意見ございますでしょうか。

○竹田委員　議題の話は終わりましたので、気軽に伺いたいことが塚田部長にあるんですが、大橋元福祉保健部長の頃と比べると、彼らが当時立てた重層的支援体制をかなり縮小している印象が否めないと思うんですね。それは昨今、予算があまりないので致し方ない面もあるかとは思いますが、その理由に特に僕は何か、伊木市長のえしこにに対する認識の間違いがあるような気がしてならないんですね。

どういふことかという、折に触れて市長は、えしこにの話をよくされると思うんですけども、ワンストップで何でも相談受けますと、どんなことでも相談受けますということをおっしゃるんですけども、当初、私が米子市から伺っていたのは、福祉保健部各課が断らない相談をそれぞれが専門性を発揮してしっかり聞いてとはいへ、制度の狭間で各課では受けられない相談事もあるので、そういったときにその網から抜け落ちた市民を決して拾い漏らさないためにえしこにが生まれたんだというふうに当時、米子市の説明を聞いて、僕はとても心強い思いでいたんですね。

何で僕がこんな話をするかという、仕事柄、サポートを受ける側の市民だったり、社会福祉法人の話を聞く機会に恵まれるんですが、私、個人的に福祉保健部の各課の職員さん、本当によく頑張っている方、皆さんもそうだと思うんですけど、よく存じ上げてる一方、いまだに聞くことが多いのが、本庁に相談に行って、恐らくそれは本庁の中にある福祉保健部のある課の具体的なお仕事であろうことが、窓口のところで十分にお話を伺われずに、えしこにに行ってくださいということが時折まだ続いていたり、あるいは、こども総本部に相談に行った子どもさん、保護者さんが、それはえしこにに行ってください、えしこに相談することだったかという、実は、それはこども総本部の案件だなということが結構いまだにあるということを当事者の方とか各法人から伝え聞くことがあって、そうになってしまうのは、さっきの市長の、えしこにはもう何でも相談受ける、ワンストップで、どんなことでも相談してもらえばいいんだって、もちろん、えしこにの機能として、そこは一部あるとは思いますが、かといって、それは福祉保健部各課の専門性が無いがしろにされる話では決していないと思うんですが、市長、そこについての認識がかなり僕から見ると欠落されているかのように思えるんですが、その辺りについて、皆さんのほうから市長に、市長そうじゃなくってですねってしっかりと具申される機会というのはありますか。

○塚田部長 おっしゃいますように、もうちょっと丁寧にお話を聞けば、ご相談に来られた方の主訴が分かってお話ができるんですけども、そこが十分じゃなくてついえしこにへとご案内をしてしまうことがあるということは伺います。ですので、今も部の中でもしっかりと話は聞いていきたいと思いますという事は言っておりますので、引き続き丁寧な対応をしていかないといけないと思っております。また、確かにもう一つ、えしこには市民の皆様がやはりどこに相談していいか分からないということがあった際に、えしこにに来てください、そしたら丁寧にお話を聞いてご相談に乗りますよということですので、当然、各

課で受けれるものは受けますけれども、どこに行ってもいいか分からないという方を受け止めるのも私はえしこにの役割であるとも思っております。

○竹田委員 もちろんそこは大事だと思うんですけども。あとは、今年度から恐らく地域包括からの出向も含めて3名増員されていると思うんですが、あの人数で私、受けられるとはとても思えない。もう既に去年度まで、かなりえしこにも相当数相談受けていると思うんですね。本来だったら、当初の計画では各中学校区でしたっけ、7地域に総合相談支援センターの支所をつくる話もあったと思うんですけど、ちょっとそれは厳しいのであれば、中央に人を集めて、その各校区というか地区に縦横無尽に動けるような体制しくとかいろんなアイデアがあったと思うんですけど、結局それが今、何か全て立ち消えているのは、あれはどうしてなんですか。

○塚田部長 いえ、そんなことはございません。本年度から増員をいたしまして、社協さんのほうから出向にも来ていただいておりますし、米子市も1名社会福祉士を採用いたしました。また、地区担当の保健師、（地域振興課所属の）地域活動支援員と社協さんの地域福祉活動支援員さんとチームを組んで、各中学校区ごとに担当地区を決めました。当初は各エリアごとに総合相談支援センターを設置していくという計画でしたけれども、やはり場所ですとか、人員配置の問題もございます。例えば新しいところができてもなかなかそこでスキルアップというのも難しいですので、まずは、ふれあいの里のえしこにを充実させてというところの段階でございます。アナウンスの仕方で市民の皆様にも混乱を招いているところもあるかもしれませんが、まずは、6年度から中学校区をベースとした支援体制を構築しましたので、そこから充実をさせていきたいと思っております。

○竹田委員 それは本当にとても心強い言葉です。

○塚田部長 なかなかまだ十分じゃないところで申し訳ないですけども。

○竹田委員 いえいえいえ、僕が福祉保健部の職員だったとしたら、ちょっと市長の見解はつらいなと思ったのが、せっかく福祉保健部各課は断らない相談というフラッグを立てているのに、市長があんなふうにモチベーションを下げるようなことを言ってしまったら、いやいや、我々にも専門性はあるのに、ワンストップでそこにだけ行く、いや、それは市長、違いますって僕が職員だったらすぐに言ってさしあげたのになって思っちゃうんですよ。モチベーションが下がらないかというのが少し心配でした。福祉保健部にはとても優秀な職員さんがたくさんいらっしゃるのです。

○渡部課長 竹田委員ご承知のように、えしこに自体は福祉のサービスとか解決の直接の

手段というのは持っておりませんので、庁内の関係課、それから他機関で共同して解決を探っていくというのがえしこにのやり方、重層的支援体制整備事業のやり方になってますので、市長がワンストップという言い方をするのは、やっぱりあくまで相談を受け止めるという意味では、市としても、えしこにができたときに、福祉のよろず相談だっていうことで、何でも困ったこと、相談先が分からないことがあったらどうぞっていうPR、周知をしてきたところですので、相談を受け止める、まず受け止めるという意味でのワンストップという理解だというふうに考えておられると思っておりますので。ただ、その福祉保健部、どこで相談しても、最後は必要なところにつながっていくというのが私ども福祉保健部としても、市役所としても最終的な目標にしておりますので、そこをやっぱり少しずつでも進めれるように取組を進めたいというふうに思っております。

○竹田委員 ありがとうございます。市民として応援していますので、よろしくお願いします。

○塚田部長 引き続きよろしくお願いいたします。各課にもまた周知しておきますので。

○尾崎会長 今の話は、おなかが痛いから消化器内科に行ったのに、ほかの病気の可能性もあるから総合診療内科へ取りあえず行ってくださいっていうイメージですかね。

○竹田委員 そういった事例が実は僕のところにけっこう、当事者とか社会福祉法人から結構聞かされるんですよ。

○尾崎会長 何でもかんでも総合診療にまず振り分けるから、来てくださいっていうんだったら、総合診療医の初診を30室用意しろとかいうことですよね。そういう体制を、そんなに何でもかんでもそことまず言うんだったら。

○竹田委員 そういったことがあるのか、えしこにの職員に聞くんですけど、彼らは口が堅いので。

○塚田部長 まだ課題はございますので、いろいろと。

○尾崎会長 えしこにはふれあいの里にあるんですよ。

○塚田部長 そうなんです、はい。

○尾崎会長 本庁があるから、それって、こっち行け、あっち行けって言われたら、やっぱり住民の方も大変ですもんね。

○塚田部長 もうちょっと聞けばよかったのにつていうようなこともやはりご意見いただいております、ご迷惑をおかけすることもございまして、その辺りもしっかりやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○竹田委員 でも、本当はそれも、尾崎先生おっしゃったように、余裕のなさで、長時間労働とかが強いられたり、いろんな構造もリンクしているんですかね。

○尾崎会長 市民の健康も職員の健康も守らんといけませんからね。いろんな不具合があるんだったら、見直して改善していただくっていうことだと思うので、ぜひまたいろんな意見をいただければと思います。

ほかに何か、今のような形で、全体を見渡したような質問、ご意見でもいいですが、何か委員の皆様からございますでしょうか。

そうしましたら、事務局から何かございますか。

○渡部課長 一応、次回の社会福祉審議会ですけれども、11月頃を今のところ予定をいたしておりますので、日程調整をなるべく早めにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○尾崎会長 分かりました。

そうしましたら、いろんなご意見いただき、ありがとうございます。ぜひ今日の意見を生かしていただきたいと思います。

それでは、本日の委員会はこれもちまして終了したいと思います。皆様、大変忙しい、お暑い中、出席いただいてありがとうございました。

それでは、これで終わります。どうもありがとうございました。